

たきかわ産経広告に関する要領

平成25年4月1日

本要領は、たきかわ産経広告料等の要領について掲載するものとする。

1. 広告種類

(1) 紙面広告

(2) 折込広告

2. 枠サイズ (1) 紙面広告 1 / 2段 (縦45mm×87mm)、1段 (縦45mm×176mm)
2段 (縦96mm×176mm)

(2) 折込広告 A4版1枚

3. 申込期限 たきかわ産経発行月 (奇数月) の前月の20日

4. 申込方法 広告掲載申込書と広告の原稿を申込期限までに提出する。ただし、紙面広告については、データも可能。

5. 掲載位置 紙面広告の掲載位置は、当所で決定する。

6. 掲載条件 (1) 会員の場合は、会費の未納がないこと。

(2) 折込広告は、5・7・9・11月号とする。

7. 掲載基準 (1) 法令などに違反するもの、公序良俗に反するもの、政治活動・宗教活動に関するもの、意見広告または個人の宣伝に関するものは掲載しない。

(2) 当所が掲載する広告として不相当と判断した場合は掲載しない。

8. その他 (1) 紙面の都合により掲載を断ることが出来る。

(2) 広告料は掲載決定後、掲載月の10日までに納入する。また、複数回数折込をする場合、初回掲載月の10日までに一括納入する。なお、納入した広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が出来なかった場合は、この限りではない。

(3) 広告の内容に関する責任は、広告主が負う。

(4) この要領により難しい場合については、その都度編集責任者と協議し決定する。

たきかわ産経広告料

<紙面広告> 5・7・9・11・1・3月号

区 分	会 員	非 会 員
1/2段	3,000円	6,000円
1 段	5,000円	10,000円
2 段	10,000円	20,000円

<折込広告> 5・7・9・11月号

区 分	会 員	非 会 員
1 回	15,000円	30,000円
2 回	25,000円	50,000円
3 回	30,000円	60,000円
4 回	35,000円	70,000円

※2回以降の料金は折込を連続した場合の金額です。